

# 令和8年度 小牧市住宅用地球温暖化対策 設備設置費補助事業のご案内

## 【交付・変更申請及び実績報告書受付期間(厳守必着)】

令和8年4月10日(金)～令和9年3月15日(月)

平日の午前9時00分～午後4時00分

※土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

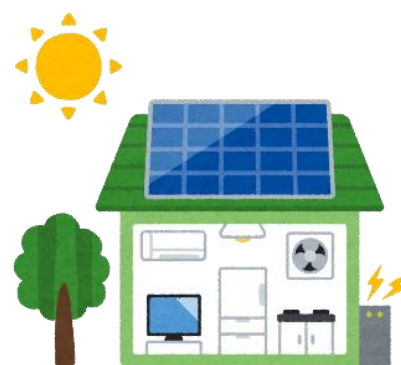
※支所での受付は行っていません。

※受付は先着順(予算額に達した場合受付終了)

## 【受付場所】

小牧市役所 本庁舎2階窓口⑧ カーボンニュートラル推進課

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS  
2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です



## 小牧市環境都市宣言(要約)

市制施行 70 周年

- 小牧市環境像「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち」
- 一、カーボンニュートラルを実現し、持続可能なまちを目指します
  - 一、資源循環を推進し、環境と産業が調和するまちを目指します
  - 一、良好な環境を保全し、自然と共生するまちを目指します

# 小牧市

## 令和 8 年度小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

### ○ 補助金の対象者

次の条件を全て満たす方

- (1) 令和 8 年度中に、市内で自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置すること
- (2) 事業完了の日から起算して 30 日以内または令和 9 年 3 月 15 日（月）までのいずれか早い日までに実績報告書の提出を行えること
- (3) 申請者本人が設備設置に関する契約を締結及び支払いをすること
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 申請者及び生計を一にする者が過去に一度も同一設備について補助を受けていないこと
- (6) 暴力団員でないこと及び暴力団員と密接な関係にないこと

### ○ 補助対象設備

次の条件を申請日時時点で全て満たすもの

#### (1) 住宅用太陽光発電設備（太陽光発電）☆

ア. 未使用品であること。

イ. 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる太陽光発電であること。

ウ. HEMS 及び蓄電池、V2H、高性能外皮等または GX 高性能外皮等を同時に設置すること。

※太陽光発電単体で設置する場合は補助の対象にはなりません。

#### (2) 家庭用燃料電池システム（燃料電池）☆

ア. 未使用品であること。

イ. 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる燃料電池であること。

#### (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

ア. 未使用品であること。

イ. 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる HEMS であること。

#### (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）☆

ア. 未使用品であること。

イ. 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる蓄電池であること。

#### (5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

ア. 未使用品であること。

イ. 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる V2H であること。

#### (6) 高性能外皮等（ZEH）

ア. 未使用品であること。

イ. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池を除く。）及び換気設備（以下「高性能外皮等」という。）で、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。

(7) GX 高性能外皮等 (GX ZEH 水準)

ア. 未使用品であること。

イ. 住宅の外皮性能が断熱等性能等級 6 以上かつ設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 35%以上削減されているグリーントランスフォーメーション志向型 ZEH 水準に必要な高性能外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池を除く。）及び換気設備等（以下「GX 高性能外皮等」という。）で、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。

## ○ 補助金の額

	設備	補助金の額	備考
単体補助	燃料電池☆	10 万円	
	HEMS	1 万円	
	蓄電池☆	15 万円	
	電気自動車等充電設備 (V2H)	5 万円	
一体的導入補助	・太陽光発電☆ ・HEMS ・蓄電池	上限 28 万円	【それぞれの設備の内訳】 ・太陽光発電… 1 kW につき 3 万円（上限 12 万円） ・HEMS… 1 万円 ・蓄電池… 15 万円
	・太陽光発電☆ ・HEMS ・V2H	上限 18 万円	・V2H… 5 万円 ・高性能外皮等… 10 万円
	・太陽光発電☆ ・HEMS ・高性能外皮等 (ZEH)	上限 23 万円	・GX 高性能外皮等… 40 万円 【太陽光発電について】 ・太陽電池の最大出力は小数点以下第 2 位未満を切り捨てた値とし、4 kW を超える場合は 4 kW とする。
	・太陽光発電☆ ・HEMS ・GX 高性能外皮等 (GX ZEH 水準)	上限 53 万円	・算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

※ 全ての設備において、補助対象経費（税抜き）の額が補助金の額を下回る場合は、補助対象経費を補助額とし、1,000 円未満は切り捨てとします。

※ 上記表内にて☆が付いている設備を設置する場合は、J-クレジット制度のプロジェクトへの加入が必須になります。実績報告時に市が参加している「くらしカーボンニュートラルクラブ」への入会申込書の提出が必要です（別の J-クレジット制度のプロジェクトに加入する場合を除く）。

## ○ 手続の方法

### 1 補助金の交付申請

設備の設置工事に着手する **10 営業日前まで**に、補助金交付申請書（様式①）に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 太陽光発電を設置する場合は、太陽電池モジュールの枚数及び発電出力が確認できる配置図
- (2) 燃料電池、HEMS、蓄電池、V2H を設置する場合は、当該設備の型式及び規格が明記されている製品仕様書
- (3) 高性能外皮等を設置する場合は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要領別表に規定する高性能外皮等 I を満たすことを証する書類（BELS の評価書の写し（再エネ設備の容量の記載があるもの）又は国の事業の交付に関する申請をしたことを証する書類）
- (4) GX 高性能外皮等を設置する場合は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要領別表に規定する高性能外皮等 II を満たすことを証する書類（BELS の評価書の写し（再エネ設備の容量の記載があるもの）又は国の事業の交付に関する申請をしたことを証する書類）
- (5) 申請者本人名義の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 補助対象経費等内訳書（様式②）
- (7) 申請時における設備を設置する住宅の明瞭な全景のカラー写真及び設備の設置予定場所の明瞭なカラー写真  
（設備の設置予定場所のカラー写真の例：太陽光発電の場合…住宅の屋根のカラー写真）  
※住宅の全景写真は必ず申請時直前の写真を添付してください（グーグルマップ等不可）。  
※設備未設置の確認になりますので、実績報告時に設備設置後の同じ画角での提出をお願いします。
- (8) 設備を設置する住宅とその周辺が確認できる地図
- (9) 納税証明書（3ヶ月以内に取得したもので、市町村税の滞納がないことが証明されているもの）
- (10) 小牧市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請に係る誓約書（様式③）
- (11) 申請者と建物の所有者が異なる場合は、住宅用地球温暖化対策設備設置に係る同意書（様式④）
- (12) 交付申請提出確認書

## 交付申請における注意事項

- 郵送でも受付いたしますが、書類に不備がある場合、受付はできないため、メール等で事前に書類を送付し、必ず不備がないことを確認してから郵送してください。
- 受付は予算の範囲内で、**先着順**に行います。

### 【太陽光発電の配置図】

- 太陽電池の公称最大出力値が確実にわかるもの



### 【工事請負契約書又は売買契約書の写し】

- 注文者と請負者の両者の記名があるもの
- 注文者は設置場所に居住する個人の名前であること（**法人名義は不可**）。
- **契約書本体に補助対象設備に関する記載がない場合、契約書に対応する補足書類（見積内訳書等）を添付してください。**
- この補助金の交付申請をする時点で変更契約を結んでいる場合は、**当初契約書と変更契約書の両方を添付**してください。

### 【補助対象経費等内訳書（様式②）】

- 新築やリフォーム等と合わせて設備を設置される場合、設備以外に係る費用は、「補助対象外経費」の欄にご記入ください。
- 蓄電池の機器本体の型式（品番）欄には「**パッケージ型番**」をご記入ください。
- 高性能外皮等及び GX 高性能外皮等については、高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備の設置工事費等（材料費・設置工事費など設置するにあたり必要な費用）の合計が補助の対象となります。

### 【工事前の現況写真】

- 申請時の明瞭な写真を添付してください（**グーグルマップ等インターネット上の写真は不可**）。

### 【設備を設置する住宅とその周辺が確認できる地図】

- 住宅地図等で設置予定の住宅を特定してください。

### 【納税証明書】

- 小牧市に住所がある方は、最新年度の3ヶ月以内に取得した納税証明書を添付してください（**備考欄に「それ以前は完納されています」と記載があるもの**）。
- 課税がない方は、非課税証明書を添付してください。
- 他市の住所の方又は小牧市に転入されて間もない方は、3ヶ月以内に取得した他市（前住所地）の市町村税の滞納がないことが証明されているものを添付してください。

## 2 設備の計画変更等

補助金の交付決定通知を受けた後において、次のいずれかに変更があった場合は、**設備の設置工事に着手する 10 営業日前まで**に、計画変更承認申請書（様式⑦）に交付申請時に添付した書類のうち変更となる書類を添付して提出してください。

- (1) 補助金の額の増減
- (2) 補助対象経費等内訳書（様式②）のうち補助対象経費、設備の型式または設置数の変更
- (3) 設備の設置場所または配置の変更
- (4) 設備の設置の中止
- (5) 太陽光発電で発電した電力の消費方法の変更
- (6) 高性能外皮等または GX 高性能外皮等の仕様の変更に伴う、変更後の住宅性能が分かる評価書類等または GX 評価書類等の変更
- (7) その他市長が必要と認めるもの

### 設備の計画変更等における注意事項

- 交付申請時の状態から変更になる場合で、申請が必要かどうか不明な場合は**必ず着工前**にお問い合わせください（事前に変更申請がない場合、補助を受けることができなくなる場合があります）。
- 高性能外皮等または GX 高性能外皮等においては、補助対象経費の対象となっている設備の変更をする場合は変更申請とともに変更後の住宅性能が分かる評価書類の添付が必要です。  
（例：太陽電池モジュールの数の変更、エアコン 10 畳用⇒20 畳用へ変更など住宅内で電力を消費する機器類の変更、壁の断熱材の種類の変更 など）
- 高性能外皮等または GX 高性能外皮等において、仕様の変更によって基準を満たさなくなった場合は、補助が受けることはできませんので仕様の変更には十分ご注意ください。  
※ 設備の工事着工後に、申請設備の変更はできません。  
※ 別の設備で申請する場合は、再度着工前の申請が必要です。
- 申請時に添付した書類のうち、変更となる書類を添付してください。
- 設備の設置場所を変更する場合は、新たに設置しようとする場所の設置前の写真が必要です（設置前の確認ができない場合、補助を受けることはできません）。
- 郵送でも受付いたしますが、書類に不備がある場合、受付はできないため、必ずメール等で事前に書類を送付し、不備がないことを確認してから郵送してください。

### 3 設備設置工事完了後の実績報告

設備の設置を完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内または令和9年3月15日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式⑨）に次の書類を添付して提出してください。

(1) 設備の設置に係る支払い（補助対象経費の金額）が確認できる領収書の写し

設備	添付書類
(2) 太陽光発電☆	<p>ア. 以下の明瞭なカラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備を設置した住宅等の全景</li> <li>・ 太陽電池モジュールの設置状態が確認できるもの</li> </ul> <p>※すべての設置パネルが確認できること（1枚に収まらないときは数枚に分割可）</p> <p>※明瞭なカラー写真の添付が難しい場合は、出力対比表等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）の型式が確認できるもの</li> <li>・ 住宅以外の建物等に太陽電池モジュールを設置した場合は、その連系点</li> </ul> <p>イ. 余剰売電する方</p> <p>〔FIT を利用する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FIT の設備認定が確認できる書類（「認定通知書」）の写し</li> </ul> <p>〔FIT を利用しない場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「系統連系に係る契約のご案内」及び電力需給契約を確認できる書類の写し</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul> <p>ウ. 余剰売電しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽電池が屋内電源の配線につながっていることがわかる図面</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul>
燃料電池☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置されている状況が分かる燃料電池本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 燃料電池ユニット・貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul>
HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置されている状況が分かる HEMS 本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 本体に貼付されている型式が確認できる明瞭なカラー写真</li> <li>・ 端末モニター等が起動している状態が確認できる明瞭なカラー写真</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul>
蓄電池☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置されている状況が分かる蓄電池ユニット本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 蓄電池ユニットに貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul>
V2H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置されている状況が分かる V2H 本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できる明瞭なカラー写真</li> <li>・ 保証の開始日が確認できる設備の保証書の写し</li> </ul>
高性能外皮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備及び給湯設備の設置状況が確認できる本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）の写し</li> </ul> <p>※申請時に ZEH の基準を満たす国の事業の交付に関する申請をしたことを証す</p>

	<p><b>る書類を提出した方は、以下もご提出ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の ZEH 支援事業の補助金額確定通知書の写し</li> <li>・ 国の ZEH 支援事業の完了報告の写し</li> </ul>
G X 高性能外皮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備及び給湯設備の設置状況が確認できる本体の明瞭なカラー写真</li> <li>・ 住宅の引渡証明書等（引渡日が確認できる書類）の写し</li> </ul> <p><b>※申請時に GX ZEH 水準の基準を満たす国の事業の交付に関する申請をしたことを証する書類を提出した方は、以下もご提出ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の ZEH 支援事業（GX 志向型住宅）の補助金額確定通知書の写し</li> <li>・ 国の ZEH 支援事業（GX 志向型住宅）の完了報告の写し</li> </ul>

※ 一体的導入の場合は、上記(2)のうち、設置した設備に係る書類を添付してください。

※ 上記のカラー写真はすべて明瞭なものであること及び申請時に提出した設置前と同じ画角の写真を設備毎に 1 枚は添付してください。

(3) 設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票（3ヶ月以内に取得したものであること。コピー不可。）

※実績報告書（様式⑨）において、住民基本台帳に関する公簿を閲覧されることに同意した場合は、住民票の添付を省略することができます。

(4) 上記表中☆が付いている設備（太陽光発電、燃料電池、蓄電池）を設置した場合は、「くらしカーボンニュートラルクラブ」への入会申込書（ウェブ申込の場合は申込完了の返信メールの写し）またはその他 J-クレジット制度のプロジェクトへ加入していることが分かる書類



(くらしカーボンニュートラルクラブとは)



(くらしカーボンニュートラルクラブ Web 入会申込)

(5) 実績報告提出確認書

### 実績報告における注意事項

● 郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合、受付はできないため、メール等で事前に書類を送付し、必ず不備がないことを確認してから郵送してください。

● 「事業完了日」とは下記のうち最も遅い日です。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ・補助対象経費の支払いが完了した日 | ・保証書に記載されている保証の開始日    |
| ・認定通知書の認定日        | ・国の ZEH 支援事業の補助金確定通知日 |
| ・住宅の引渡し日          | ・住所を定めた日              |

※複数の設備を同時に設置する場合は、上記のうち最も遅い日を事業完了日とします。

#### 【領収書の写し】

● 申請者本人が設備の支払いをしたことが確認できる領収書の写しを添付してください（ただし書等で設備の支払いをしていること及びその金額がわかるよう対応してください）。

#### 【保証の開始日が確認できる保証書の写し】

- 保証書の氏名が申請者本人であること。
- 保証書には設置した設備の型式（太陽電池モジュールなど複数設置の場合は数量）の記載があること。

#### 4 補助金の交付請求

補助金額確定の通知を受けたときは、確定通知（様式⑫）を受けた日から起算して 20 日以内又は令和 9 年 3 月 19 日（金）までのいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式⑬）を提出してください。

##### 請求書における注意事項

- カーボンニュートラル推進課へ直接又は郵送（必着）にて提出してください。
  - ※ 郵送の場合、送付した書類が到着していない等のトラブルがあった場合は、もう一度提出をお願いすることがあります。
  - ※ 令和 9 年 3 月 19 日（金）までに請求書が市に到着していない場合は補助金を支払うことができませんのでご注意ください。

#### 5 その他

##### 全体の注意事項

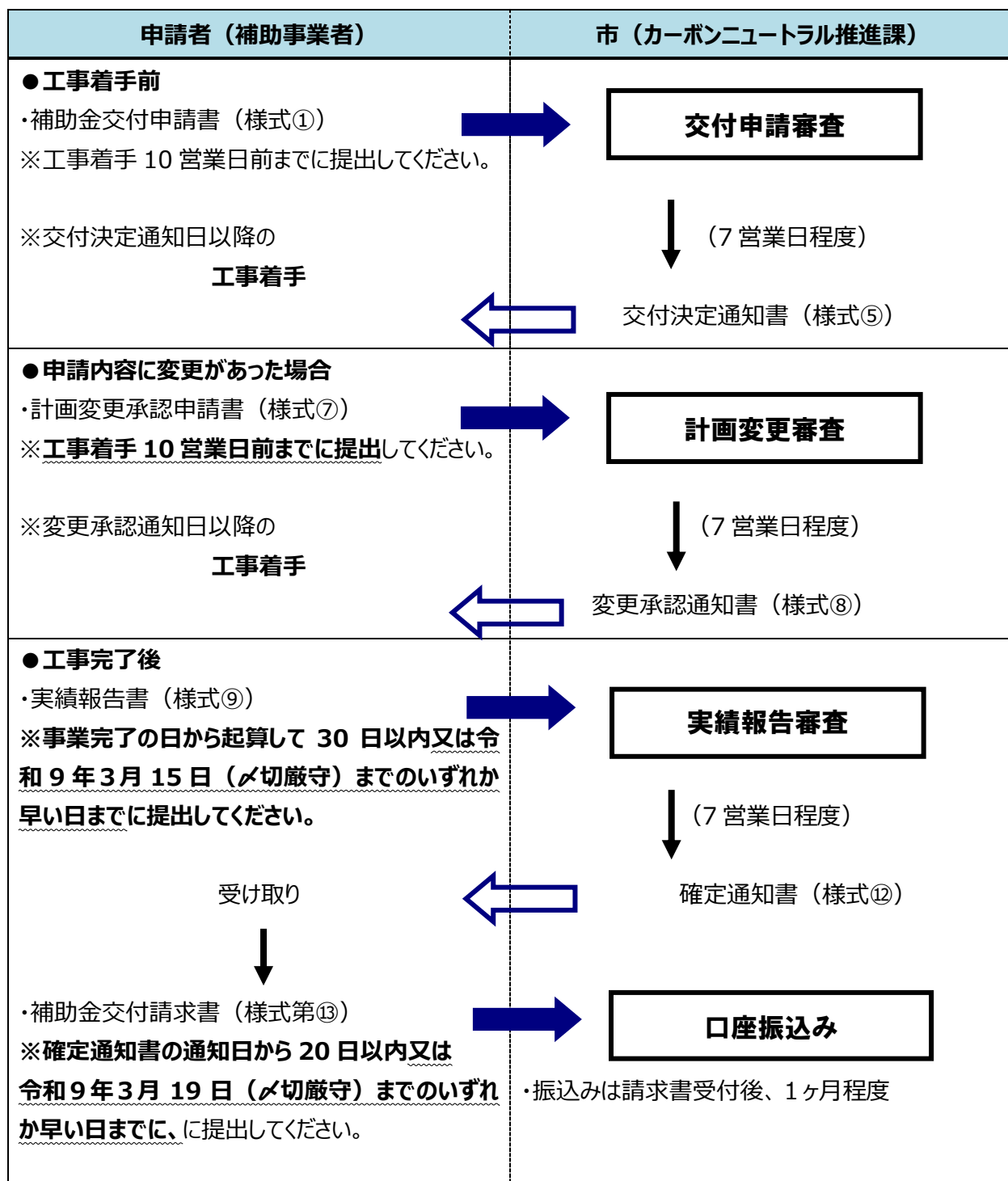
###### 【問い合わせ及び提出先】

- 小牧市役所 本庁舎 2 階 カーボンニュートラル推進課（受付時間は下記）に各締切日までにご提出ください（郵送の場合は事前確認必須及び書類は必着）。  
受付時間：平日の午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分  
TEL:0568-76-1181（直通）
- 土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）の受付は行っていません。  
※支所での受付は行っていません。

###### 【書類について】

- 記入漏れのないように、丁寧に楷書で記入してください。また、消せるボールペンや修正テープ等の使用はできません。
- 申請者においても提出した書類が確認できるよう控えをとるようにしてください。
- カーボンニュートラル推進課窓口へ提出をお願いします。
  - ※ 郵送でも対応可能ですが、必ずメール等で事前確認をしていただいた上で郵送してください。
  - ※ 個人情報を含む内容であることから、郵送時に何らかのトラブルでカーボンニュートラル推進課に届かなかった場合、対応いたしかねますので郵送される場合は追跡可能な方法での郵送をおすすめします。

## 補助金申請手続きフロー





《問合せ先》 小牧市役所 市民生活部 カーボンニュートラル推進課  
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目 1 番地  
TEL 0568-76-1181（直通）  
E-mail carbon@city.komaki.lg.jp